

各地区連合町内会長

港北区長 横山 日出夫

第 26 期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、各地域で御活躍いただいております、第 25 期青少年指導員の任期が、平成 30 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな第 26 期青少年指導員（任期：平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日）候補者を推薦していただきますようお願い申し上げます。

1 推薦依頼数

第 26 期青少年指導員各地区推薦依頼数（別添 1）のとおり

2 青少年指導員候補者推薦書（別添 2）の提出

青少年指導員候補者推薦書（別添 2）を、各地区連合町内会長で取りまとめの上、下記担当まで御提出ください。**推薦にあたっては、推薦を受ける方の承諾を受けてください。**

提出期限：平成 30 年 2 月 2 日(金)

3 地区青少年指導員協議会第 26 期役員選任通知書（別添 3）の提出

推薦を受けられた方の中から、地区青少年指導員協議会の役員を選出いただき、地区青少年指導員協議会第 26 期役員選任通知書（別添 3）により御提出ください。

提出期限：平成 30 年 2 月 23 日(金)

4 添付書類

- (1) 第 26 期青少年指導員各地区推薦依頼数
- (2) **第 26 期（平成 30・31 年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書 ※提出書類**
（※推薦にあたっては、推薦を受ける方の承諾を受けてください）
- (3) **地区青少年指導員協議会第 26 期役員選任通知書 ※提出書類**
- (4) 第 26 期横浜市青少年指導員委嘱手続き
- (5) 青少年指導員の概要
- (6) 横浜市青少年指導員要綱
- (7) 横浜市青少年指導員委嘱要領

担当 港北区地域振興課生涯学習支援係 高橋
〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1
電話 (540) 2240 ファクス (540) 2245
メール tel6-takahashi@city.yokohama.jp

第26期青少年指導員 各地区推薦依頼数

地区名	依頼人数	現委嘱数との増減
日吉地区連合町内会	24	0
綱島地区連合自治会	16	0
大曾根自治連合会	14	0
樽町連合町内会	11	0
菊名地区連合町内会	13	1
師岡地区連合町内会	8	2
大倉山地区連合町会	14	0
篠原地区連合自治会	17	0
城郷地区連合町内会	12	0
新羽町連合町内会	9	0
新吉田連合町内会	12	0
新吉田あすなろ連合町内会	7	0
高田町連合町内会	10	0
合計	167	3

(様式 1)

【別添 2】

第 26 期 (平成 30 ・ 31 年度)
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

港北区長

連合町内会名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

ふりがな		性別	生年月日	年齢
氏 名			年 月 日生	歳
住所・電話	〒	区	Tel	
自治会・町内会等での役職				
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月:			年 月)

※年齢欄は、平成 30 年 4 月 1 日現在で御記入ください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を御記入ください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

承 諾 書

年 月 日

私は、横浜市青少年指導員として推薦を受けることを承諾します。

(署 名)

【別添3】

平成 年 月 日

港北区長

連合町内会名 _____

代表者氏名 _____

※押印不要です

地区青少年指導員協議会第26期役員選任通知書
【 _____ 地区】

標記について次のとおり選任いたしました。

役職名	氏名
会長	
副会長	
〃	
会計	
書記	
実行委員	
広報委員	

※会長、実行委員、広報委員の三役職は兼務できません。

【別添 4】

第26期横浜市青少年指導員委嘱手続き

平成30年4月1日から平成32年3月31日までを任期とする第26期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第26期（平成30・31年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中で指導員を交替しようとするときは、第26期（平成 年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式3）とします。

2 指導員の委嘱

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 区長からの申出により委嘱を解く場合

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式4）を市長に提出します。

(2) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式3）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式5）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

5 推薦団体への依頼時期

11月中旬から12月までに各区長（所管課）から推薦団体に依頼文書を送付します。

6 推薦書の提出期限

平成30年2月2日（金）

7 区長から市長への推薦期限

平成30年2月23日（金）

青少年指導員の概要

1 役割

次代を担う青少年が、健やかに、のびのび育つように願うのは、保護者のみならず社会全体の願いです。そのためには、学校・家庭・地域社会や行政が一体となって、青少年のためのよりよい地域環境をつくりあげる必要があります。

このような地域環境をつくりあげるために、青少年指導員は、関係者や関係機関・団体との連携をもとに、率先して活動を推進する役割を担います。

2 委嘱と任期

横浜市青少年指導員は、自治会・町内会等から推薦を受け、市長が委嘱します。任期は2年で、神奈川県知事からも委嘱されます。（第26期任期：平成30年4月1日～平成32年3月31日）

＜各区青少年指導員の委嘱数（平成29年4月1日現在：合計2,696人）＞

区	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子
委嘱数	137	177	87	105	186	135	168	227	152
区	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷
委嘱数	127	164	132	169	114	211	102	150	153

青少年指導員の主な活動

それぞれの地域を中心として、交流・体験活動や社会環境健全化活動などを通じて、青少年が安心して過ごすことのできる環境を創り、青少年が自己肯定感を持って社会性や自ら進路を選択する力を育むことを支えます。

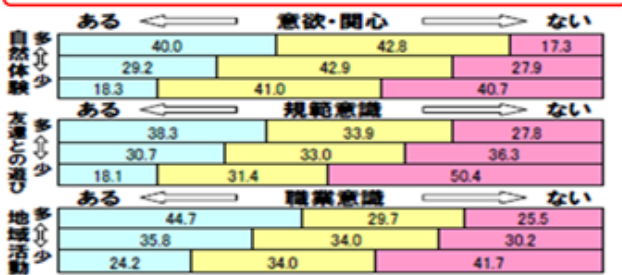
青少年健全育成のための 交流・体験活動の提供等

自然体験や社会体験などの体験活動は、青少年の「自己肯定感」や「社会性」「自主性」などを育みます。青少年指導員は、地域の特色を活かした行事を開催し、地域における体験機会の提供に取り組んでいます。



【図表1】 体験活動の効果

子供のころの体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。



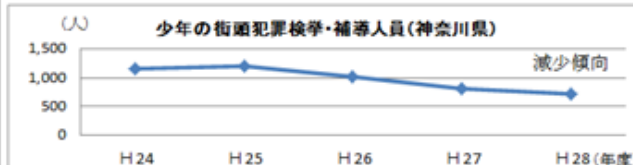
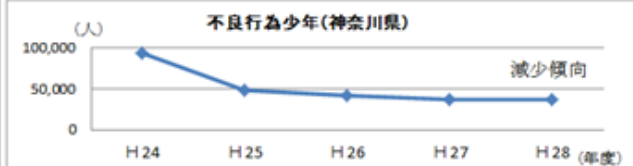
独立行政法人国立青少年教育振興機構
「子どもの体験活動の実態に関する調査研究」報告書 平成22年10月

社会環境健全化に 向けた活動

青少年を非行、深夜徘徊、有害図書などから守るため、各地域で深夜パトロールやあいさつ運動、有害図書の区分陳列状況等の調査などを行い、少年犯罪、不良行為の減少等に取り組んでいます。



・有害図書の区分陳列は80%以上の取扱書店で遵守



(神奈川県警察より)

研修・啓発の取組み

青少年指導員の日頃の活動に役立つ、青少年が抱える様々な課題や青少年へのアプローチ方法などをテーマとした研修会を、各区・市等で実施しています。また、国の青少年育成関連の強調月間には、市民の皆様にも様々な啓発活動やPRを行います。



＜研修会・講演会のテーマ例＞

「いじめに対する大人の認識」
「今日の思春期の現状と課題」
「野外活動研修の企画」 など

＜強調月間(内閣府)＞

・青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)
・子供・若者育成支援強調月間(11月)

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在、原則として20歳以上65歳未満であること。ただし、再任の場合は、原則として70歳未満とする。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。